

## 「官民物流標準化懇談会」開催要領

## (名称)

第 1 条 本懇談会は、「官民物流標準化懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

## (目的)

第 2 条 我が国の物流をめぐる環境は、労働力不足の深刻化、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会・経済環境の変化、AI・IoT 等の最新技術の進展等、様々な変化が生じている。このような中、令和 3 年 6 月 15 日に閣議決定された新しい総合物流施策大綱においても、取り組むべき施策として「物流 DX や物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）」が挙げられたところである。デジタル技術の社会実装が急速に進みつつある中、物流に対する関係者の危機感や機運の高まりとともに、時機を逸せず集中的に物流産業における標準化を推進するため、物流標準化の現状と今後の対応の方向性について関係者が集まり議論・検討する場を設けることを目的とするものである。

## (構成)

第 3 条 懇談会には座長を 1 名置く。

- 2 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 3 懇談会には必要に応じて分科会を設置することができる。

## (会議)

第 4 条 座長は、懇談会の議事を整理し、会務を処理し、懇談会を代表する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、懇談会の構成員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 3 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。

## (議事の公開)

第 5 条 懇談会は原則として非公開とする。

- 2 懇談会で使用した資料については、原則として、公開する。また、議事については、要旨を作成し各構成員の了解を得た上でこれを公開する。ただし、次の場合は除く。
  - (1) 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。

- (2) その他、資料または要旨の全部または一部について、非公開とすることが必要と座長が認めた場合。

(事務局)

第6条 懇談会の運営に関する事務は、日本物流団体連合会、日本ロジスティクスシステム協会、農林水産省食料産業局、経済産業省商務・サービスグループ、国土交通省総合政策局（公共交通・物流政策審議官部門）及び国土交通省自動車局において共同で処理する。

(その他)

第7条 本要領に定めるもののほか、懇談会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

本要領は令和3年6月17日から施行する。

## 「官民物流標準化懇談会」構成員名簿

(五十音順、敬称略)

荒木 毅	日本商工会議所 社会資本整備専門委員会委員長 (富良野商工会議所会頭)
荒木 秀夫	S Gホールディングス株式会社 代表取締役社長
栗島 聡	公益社団法人経済同友会 幹事
内田 富雄	一般財団法人日本規格協会 業務執行理事
金子 千久	全国農業協同組合連合会 参事
神宮司 孝	株式会社日立物流 代表執行役副社長
高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
長尾 裕	ヤマトホールディングス株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
根本 勝則	一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事
根本 敏則	敬愛大学経済学部 教授
橋爪 茂久	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 専務理事
二村 真理子	東京女子大学現代教養学部 教授
堀切 智	日本通運株式会社 代表取締役副社長
馬渡 雅敏	公益社団法人全日本トラック協会 副会長
味水 佑毅	流通経済大学流通情報学部 教授
米田 浩	一般社団法人日本倉庫協会 理事長
渡邊 健二	一般社団法人日本物流団体連合会 会長

## 〈行政〉

太田 豊彦	農林水産省 食料産業局長
畠山 陽二郎	経済産業省 商務・サービスグループ審議官
久保田 雅晴	国土交通省 総合政策局 公共交通・物流政策審議官
萩川 直也	国土交通省 自動車局長